

令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰「社会に開かれた教育実践奨励賞」 に係る推薦団体の募集について

1. 趣旨

文部科学大臣優秀教職員表彰は、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員及び教職員組織（学校単位又は校長の指揮監督下にある分掌単位等をいう。）について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とし、平成18年度から実施している。

従来、公立学校については教育委員会の、国立大学附属学校については学長の、私立学校については都道府県知事の推薦をもとに表彰者を決定していたが、今般、社会に開かれた教育課程の実現を重視する新しい学習指導要領の趣旨も踏まえ、学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を一層学校と社会との間で共有することを目指す観点から、従前の推薦者（教育委員会、大学の学長、都道府県知事）以外の民間の団体等からの推薦と有識者による選考により授与する「社会に開かれた教育実践奨励賞」を新設することとする。

2. 表彰対象

【「社会に開かれた教育実践奨励賞」（教職員）】

「社会に開かれた教育実践奨励賞」は以下の要件を全て満たす教職員に授与する。（ただし、文部科学大臣優秀教職員表彰の表彰を受けた教職員を除く。）

- (1) 現に全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員であること
- (2) 勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること
- (3) 令和2年4月1日時点において、原則として50歳未満の者であること
(ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない)
- (4) 過去に教職員に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可又は文部科学大臣賞の交付（以下「文部科学省名義の使用許可等」という。）を受けた行事等において行われるものを受けていること。

【「社会に開かれた教育実践奨励賞」（教職員組織）】

「社会に開かれた教育実践奨励賞」は以下の要件を全て満たす教職員組織に授与する。（ただし、文部科学大臣優秀教職員表彰の表彰を受けた教職員組織を除く。）

- (1) 現に全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員組織であること
- (2) 令和2年4月1日時点において、1年以上の活動期間があること
- (3) 教職員組織に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可等を

受けた行事等において行われるものを受けていること

3. 選考基準

【「社会に開かれた教育実践奨励賞」（教職員）】

教職員に対する「社会に開かれた教育実践奨励賞」は主として次に掲げる特に顕著な成果を基準として選考する。

- ①学習指導における特に顕著な成果
- ②生徒指導、進路指導等における特に顕著な成果
- ③学校体育や学校保健、学校給食における特に顕著な成果
- ④特別活動や部活動等の指導による、児童生徒の育成における特に顕著な成果
- ⑤特別支援教育における特に顕著な成果
- ⑥地域との連携・協働の推進における特に顕著な成果
- ⑦ユネスコ活動や国際交流等の分野における特に顕著な成果
- ⑧学校事務の機能強化や勤務環境の改善等、学校運営の改善における特に顕著な成果
- ⑨その他学校教育において、他の教職員の模範となるような実践による特に顕著な成果

【「社会に開かれた教育実践奨励賞」（教職員組織）】

教職員組織に対する「社会に開かれた教育実践奨励賞」は、教職員同士や専門的な職員等との連携・分担といった組織的な取組による、上記①～⑨に掲げる特に顕著な成果を基準として選考する。

4. 推薦団体の要件

「社会に開かれた教育実践奨励賞」に教職員又は教職員組織の推薦を行うことができる団体は以下の要件をいずれも満たす民間の団体等（民間企業、公益法人、NPO 法人等）とする。ただし、教職員又は教職員組織を、当該教職員又は教職員組織の所属する学校等（※）が推薦することはできないものとする。（なお、専ら現職の教職員により構成される団体が推薦を行うことは念頭に置いていない。）

- ①教職員又は教職員組織に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可等を受けている行事等を主催する団体であること
- ②推薦する教職員又は教職員組織に対して、①の行事等において表彰等を授与した団体であること

※当該教職員又は教職員組織の所属する学校等とは、所属する学校のほか、以下に掲げる当該教職員又は教職員組織の所属の区分に応じ、それぞれに定める団体を指すものとする。

- ・国立大学の附属学校 当該学校を設置する国立大学法人
- ・公立学校（公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものを除く。） 都道府県教育委員会又は被推薦者の身分の属する教育委員会
- ・公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないもの 都道府県及び当該学校を設置する公立大学法人
- ・私立学校 都道府県及び当該学校を設置する学校法人

5. 表彰までの流れ

- (1) 文部科学省名義の使用許可等を受けた行事を主催し、当該行事において教職員又は教職員組織に対する表彰等を行った団体であって、当該表彰等を行った教職員又は教職員組織の推薦を希望するものは、推薦団体としての登録を行う。（令和2年5月8日～令和2年6月26日）
- (2) (1) で登録された団体数や当該団体の行った表彰者数等を踏まえ、推薦団体として文部科学省が認める団体ごとに、同省において推薦の上限数（以下「推薦上限」という。）を設定し、各団体に通知する。（令和2年7月（予定））
- (3) 推薦団体において、推薦上限の範囲内で、教職員又は教職員組織の推薦を行う（現時点の様式案は以下様式1・2参照）。なお、推薦に当たっては、推薦する教職員又は教職員組織の承認を得ること（現時点の様式案は以下様式3参照）。（令和2年7月（予定）～9月中旬（予定））
- (4) 社会に開かれた教育実践奨励賞の被表彰者の決定に当たっては、有識者による審査委員会において、審査・選定を行い、審査委員会における審議結果を尊重して、文部科学大臣が決定する。なお、審査の過程については非公開とする。（令和2年9月下旬～11月（予定））

【表彰までのスケジュール（予定）】

推薦団体の登録受付開始	令和2年5月8日
推薦団体の登録提出締切	令和2年6月26日
推薦団体への推薦依頼	令和2年7月（予定）
推薦団体からの推薦提出締切	令和2年9月中旬（予定）
審査	令和2年9月下旬～11月（予定）
審査結果通知	令和2年12月上旬（予定）
表彰式	令和3年1月中旬（予定）

※なお、本スケジュールは、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、今後大幅に変更する可能性があるものである。

6. 登録方法

必要書類をそろえ、下記の申込締切までに、郵送により提出すること。

【必要書類】

- ・「令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰 社会に開かれた教育実践奨励賞 推薦団体登録様式」
- ・主催者の概要等が分かる資料（寄付行為、定款又は会則等、事業報告書等）
- ・主催者である団体の役員名簿

【申込締切】

令和2年6月26日（金）当日必着

【提出方法】

以下のメールアドレスに電子媒体で提出するとともに、下記住所に書類を郵送。

○提出先メールアドレス
yushu@mext.go.jp

○提出先住所
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省 初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係「優秀教職員表彰」担当宛

※指定された様式以外での提出は不可とする。

**令和2年度文部科学大臣優秀教職員 社会に開かれた教育実践奨励賞
推薦団体登録様式**

団体について	ふりがな		
	団体名		
	ふりがな		
	担当者氏名		
	住所	〒 ー ー	
	電話番号	ー ー	
	E-mailアドレス		@
表彰を行う行事等について	文部科学省名義の使用許可等を受けて実施した主催表彰の概要について		
	令和2年度		
	行事等名		
	募集期間	～	
	表彰日		
	表彰者数		
	令和元年度		
	行事等名		
	募集期間	～	
	表彰日		
	表彰者数		
	平成30年度		
	行事等名		
	募集期間	～	
	表彰日		
	表彰者数		

※現時点案 今後変更の可能性あり

(様式1)

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

印

令和2年度「文部科学大臣優秀教職員表彰 社会に開かれた
教育実践奨励賞」候補の推薦について

標記について別紙の候補を推薦します。

※現時点案 今後変更の可能性あり

(様式2)

推薦調書 (教職員用 (社会に開かれた教育実践奨励賞))
【団体記入用】

推薦団体名			
貴団体による表彰歴	(年 月表彰)		
都道府県市名 /大学名	(国立・公立・私立)	ふりがな 学校名	
ふりがな 氏名		生年月日 (性別・年齢)	年 月 日生 (男・女 歳)
実践分野			
推薦理由 (貴団体における表彰理由を含む)	①	-----	

②			

※①には推薦理由をご記入ください。必要があれば行を追加してください。

②にはその要約を記入ください。

(様式3)

推薦に係る同意書 (教職員用 (社会に開かれた教育実践奨励賞))

【被推薦者記入用】

令和年 月 日

所属

氏名

印

住所

下記の内容に同意します。

記

- 1 令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰「社会に開かれた教育実践奨励賞」に推薦されること
- 2 令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰「社会に開かれた教育実践奨励賞」の要件を明らかに満たさない事由がないこと
 - (1)現に国立学校、公立学校又は私立学校の教職員であること
 - (2)勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること
 - (3)令和2年4月1日時点において、原則として50歳未満の者であること(ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない)
 - (4)教職員に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可又は文部科学大臣賞の交付を受けた行事等において行われるものを受けていること。
- 3 審査に当たり必要な内容(個人情報を含む)について、当省と審査委員会や教育委員会等(公立学校については教育委員会、国立大学附属学校については学長、私立学校については都道府県知事)の間で必要に応じ情報提供を行うこと
- 4 表彰された場合、以下の事由を文部科学省のWEBサイト等で公表すること
 - ・氏名(ふりがな含む)、学校種、学校名(ふりがな含む)
 - ・実践分野※実施要項中第4条第1項各号に掲げるもののうち推薦団体が選択したもの

(個人情報の取扱いについて)

- ・推薦調書及び推薦に係る同意書を通じて知り得た個人情報については、「文部科学省の保有個人情報等の管理に関する規則」に基づき取り扱います。
- ・推薦調書及び推薦に係る同意書に記載された個人情報は、被表彰者の審査等、本表彰事業に係る目的にのみ使用します。

※現時点案 今後変更の可能性あり

(様式4)

被推薦者の確認様式(教職員用(社会に開かれた教育実践奨励賞))

【教育委員会・学長・都道府県知事記入用】

記入者：_____ (教育委員会・大学法人・都道府県名)

被推薦者：_____ (教職員名)

1. 以下の各要件を満たさないことが確認できた場合は、それぞれチェックを御記入下さい。

- 現に国立学校、公立学校又は私立学校の教職員であること
- 勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること
- 令和2年4月1日時点において、50歳未満の者であること

2. その他、当該教職員を文部科学大臣が表彰すべきでない特段の理由があれば、以下に御記入ください。

(例) 当該教職員については、既に〇年度の文部科学大臣優秀教職員表彰を受けた者であるため。

「文部科学大臣優秀教職員表彰」実施要項

(平成18年9月20日文部科学大臣裁定)

(平成21年9月1日一部改正)

(平成25年8月5日一部改正)

(平成26年9月10日一部改正)

(平成28年9月20日一部改正)

(令和元年9月19日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この表彰は、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員及び教職員組織（学校単位又は校長の指揮監督下にある分掌単位等をいう。以下同じ。）について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とする。

(表彰要件)

第2条 教職員に対する表彰（次項の若手教職員等奨励賞及び次条第2項の社会に開かれた教育実践奨励賞を除く。）は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）の教職員であって、次に掲げる要件を満たす者に対して行う。

一 現に教職員であること。

二 推薦年度の4月1日時点において、教職員経験10年以上かつ原則として50歳未満の者であること（ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない）。

三 原則として、既に推薦者による表彰を受けていること。表彰制度が設けられていない場合は、表彰に準じる評価を得ていること。

四 勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること。

2 前項に規定する表彰のほか、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員（教職員経験が10年に満たない教職員に限る。）であって、本項に規定する賞を受けた後、さらに顕著な成果を上げることが見込まれる者を表彰するため、「若手教職員等奨励賞」を授与することとする。

3 若手教職員等奨励賞は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員であって、次に掲げる要件を満たす者に対して授与する。

一 第1項第1号、第3号及び第4号に規定する要件を満たすこと。

二 推薦年度の4月1日時点において、教職員経験10年未満かつ原則として5

0歳未満の者であること（ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない）。

- 4 教職員組織に対する表彰（次条第3項の社会に開かれた教育実践奨励賞を除く。）は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員組織であって、次に掲げる要件を満たす教職員組織に対して行う。
 - 一 推薦年度の4月1日時点において、1年以上の活動期間があること。
 - 二 原則として、既に推薦者による表彰を受けていること。表彰制度が設けられていない場合は、表彰に準じる評価を得ていること。

第3条 前条各項に規定する表彰のほか、「社会に開かれた教育実践奨励賞」を授与するものとする。

- 2 教職員に対する社会に開かれた教育実践奨励賞は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員であって、次に掲げる要件を満たす者に対して授与する。
 - 一 前条第1項第1号及び第4号に規定する要件を満たすこと。
 - 二 推薦年度の4月1日時点において、原則として50歳未満の者であること（ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない）。
 - 三 教職員に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可又は文部科学大臣賞の交付（以下「文部科学省名義の使用許可等」という。）を受けた行事等において行われるものを受けていること。
- 3 教職員組織に対する社会に開かれた教育実践奨励賞は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員組織であって、次に掲げる要件を満たす教職員組織に対して授与する。
 - 一 前条第4項第1号に規定する要件を満たすこと。
 - 二 教職員組織に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可等を受けた行事等において行われるものを受けていること。

（選考基準）

- 第4条 教職員に対する表彰（第2条第2項の若手教職員等奨励賞及び前条第2項の社会に開かれた教育実践奨励賞を含む。）については、主として次に掲げる特に顕著な成果を基準として選考する。
- 一 学習指導における特に顕著な成果
 - 二 生徒指導、進路指導等における特に顕著な成果
 - 三 学校体育や学校保健、学校給食における特に顕著な成果
 - 四 特別活動や部活動等の指導による、児童生徒の育成における特に顕著な成果
 - 五 特別支援教育における特に顕著な成果
 - 六 地域との連携・協働の推進における特に顕著な成果
 - 七 ユネスコ活動や国際交流等の分野における特に顕著な成果

八 学校事務の機能強化や勤務環境の改善等、学校運営の改善における特に顕著な成果

九 その他学校教育において、他の教職員の模範となるような実践による特に顕著な成果

- 2 教職員組織に対する表彰（前条第3項の社会に開かれた教育実践奨励賞を含む。）については、教職員同士や専門的な職員等との連携・分担といった組織的な取組による、前項各号に掲げる特に顕著な成果を基準として選考する。

（被表彰者の推薦及び決定）

第5条 第2条各項に規定する表彰の対象となる教職員及び教職員組織は、別に定める「文部科学大臣優秀教職員表彰」推薦取扱要領（以下「推薦取扱要領」という。）により、国立大学の附属学校にあつては学長の、公立学校（指定都市の設置するもの及び公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものを除く。）にあつては都道府県教育委員会の、指定都市の設置する公立学校にあつては指定都市教育委員会の、私立学校及び公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものにあつては都道府県知事の推薦する教職員及び教職員組織につき、文部科学大臣が決定する。

- 2 第3条第2項及び第3項に規定する社会に開かれた教育実践奨励賞の対象となる教職員及び教職員組織は、推薦取扱要領により、次に掲げる要件を満たす団体の推薦する教職員及び教職員組織につき、有識者による審査を経て、文部科学大臣が決定する。

一 教職員又は教職員組織に対する表彰等であつて、文部科学省名義の使用許可等を受けている行事等を主催する団体であること。

二 推薦する教職員又は教職員組織（以下この号において「被推薦者」という。）に対して、前号に規定する行事等において表彰等を授与した団体（被推薦者の所属する学校のほか、次のイからニまでに掲げる被推薦者の所属の区分に応じ、当該イからニまでに定める団体を除く。）であること。

イ 国立大学の附属学校 当該学校を設置する国立大学法人

ロ 公立学校（公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものを除く。） 都道府県教育委員会又は被推薦者の身分の属する教育委員会

ハ 公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないもの 都道府県及び当該学校を設置する公立大学法人

ニ 私立学校 都道府県及び当該学校を設置する学校法人

- 3 前項に規定する審査に当たって必要な事項は別に初等中等教育局長が定める。

（表彰状）

第6条 表彰を受ける教職員及び教職員組織に対し、表彰状を贈呈する。

(名簿の作成)

第7条 文部科学大臣は表彰を受ける教職員及び教職員組織の名簿を作成する。

2 表彰を受けた教職員が、表彰を受けた後、地方公務員法第16条若しくは学校教育法第9条の欠格条項に該当した場合、教育職員免許法第10条の免許の失効若しくは同法第11条の免許の取上げ等をされた場合又は地方公務員法第29条の懲戒処分を受けた場合等においては、文部科学大臣はその者を名簿から削除することができる。

3 表彰を受けた教職員組織において、表彰を受けた後、表彰を受けた教職員組織としてふさわしくないような問題等が生じた場合においては、文部科学大臣はその教職員組織を名簿から削除することができる。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、初等中等教育局長が別に定める。

「文部科学大臣優秀教職員表彰」推薦取扱要領

(平成18年9月20日初等中等教育局長裁定)

(平成19年8月21日一部改正)

(平成21年9月1日一部改正)

(平成25年8月5日一部改正)

(平成28年9月20日一部改正)

(令和元年9月19日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(推薦方法)

- 1 別紙様式により「推薦書」(1部)、「推薦候補名簿」(各1部)及び「推薦調書」(各1部)を別途指示する日までに文部科学大臣宛てに推薦すること。

(教職員の推薦枠)

- 2 教職員の推薦は、第5項の場合を除き、国立学校にあつては各国立大学において1名以内、公立学校(公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものを除く。)にあつては各都道府県教育委員会又は各指定都市教育委員会において別途示す人数の枠内、私立学校及び公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものにあつては各都道府県において別途示す人数の枠内とする。

(「若手教職員等奨励賞」の推薦枠)

- 3 「若手教職員等奨励賞」に係る教職員の推薦は、前項で規定する人数の枠内で行うことができるものとする。

(教職員組織の推薦枠)

- 4 教職員組織(学校単位又は校長の指揮監督下にある分掌単位等をいう。以下同じ。)の推薦は、第5項の場合を除き、第2項で規定する人数に0.1を乗じた数(小数点以下は切上げ)を上限として、同項で規定する人数の枠内で行うことができるものとする。

(「社会に開かれた教育実践奨励賞」の推薦枠)

- 5 「社会に開かれた教育実践奨励賞」に係る教職員又は教職員組織の推薦は、「文部科学大臣優秀教職員表彰」実施要項第5条第2項各号に定める要件を満たす団体ごとに別途示す人数の枠内とする。

(決定事項の連絡)

- 6 表彰を受ける教職員及び教職員組織並びに表彰の日時及び場所等は、決定次第、推薦者宛てに通知する。